

<登園届（保護者記入）>

登園届（保護者記入）

幼保連携型認定こども園
博愛社こども園 園長 様

入所児童名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	带状疱疹しん
<input type="checkbox"/>	突発性発しん
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	伝染性膿痂疹（とびひ）
<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）

（医療機関名） _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）に
おいて病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所(園)の目安
伝染性膿痂疹(とびひ)	浸出液が乾くまでの間	受診し、患部は、ガーゼで覆うこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が 発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1か月程度ウイルスを排出している ので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ほう 帯状疱疹	ほう 水泡が形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶ た)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

<意見書（医師記入）>

意見書（医師記入）

幼保連携型認定こども園

博愛社こども園 園長

入所児童氏名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

	麻疹（はしか）
	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O11等）
	急性出血性結膜炎
	感染性（ウイルス性）胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）
	侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	その他（ ）

※ 登園の目安を（ ）とし
集団生活に支障なく 登園可能と判断いたします。

年 月 日

医療機関名

医師名

*かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

*保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状の回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(*)	登所(園)の目安
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (しんせんとくせん)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核・急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) (いんとう)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎 (かく)	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児について出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
侵襲性髄膜炎感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。